

【参考】

新温泉町文化財保存活用地域計画策定支援業務 プロポーザル審査委員会設置要領

第1 設置

新温泉町文化財保存活用地域計画策定支援業務の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その透明性・公平性を確保するため、新温泉町文化財保存活用地域計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する

第2 所掌事項

審査委員会の所掌事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実施要領の確認
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定
- (3) その他必要と認める事項

第3 構成

審査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 総合支所長
- (4) 総務課長
- (5) 企画課長
- (6) 生涯教育課長
- (7) 文化財保護審議会委員

第4 委員長及び副委員長

審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- (1) 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長が欠ける場合、その職務を代理する。

第5 会議

- (1) 審査委員会の会議は委員長が招集する。
- (2) 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第6 意見の聴取

審査委員会は、必要があると認めるときには、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、生涯教育課において処理する。

第8 委任

この要領に定めるものの他必要な事項は、委員長が定める。

第9 適用

この要領は、令和3年4月30日から適用し、本業務に係る契約締結日にその効力を失う。